

## 第3期広島県県営林中期管理経営計画の骨子（案）について

### 1 計画期間

令和6～10年度（5年間）

### 2 策定に当たった考え方

第2期は、目指す姿である「経常利益の確保」を4年間継続して達成した一方、事業地や事業体の確保がより困難になっていることに加え、物価の高騰や人件費の上昇など、県営林事業を取り巻く環境は厳しさを増している。

このため、第3期では、経営の安定化に向けた取組を強化することとし、計画期間を通じて、木材生産事業と保育事業を併せた経常利益の確保を継続して目指す計画とする。

### 3 取組の方向

#### （1） 目指す姿

- ・ 森林の持つ公益的機能の維持発揮及び木材の安定的な供給
- ・ 各年度における木材生産事業と保育事業を併せた経常利益の確保

#### （2） 実施方針

- ・ 経常利益の確保に向けた取組の推進
- ・ 2025 広島県農林水産業アクションプログラムの取組に沿った計画的・安定的な木材生産・販売を主体とした林業経営の推進

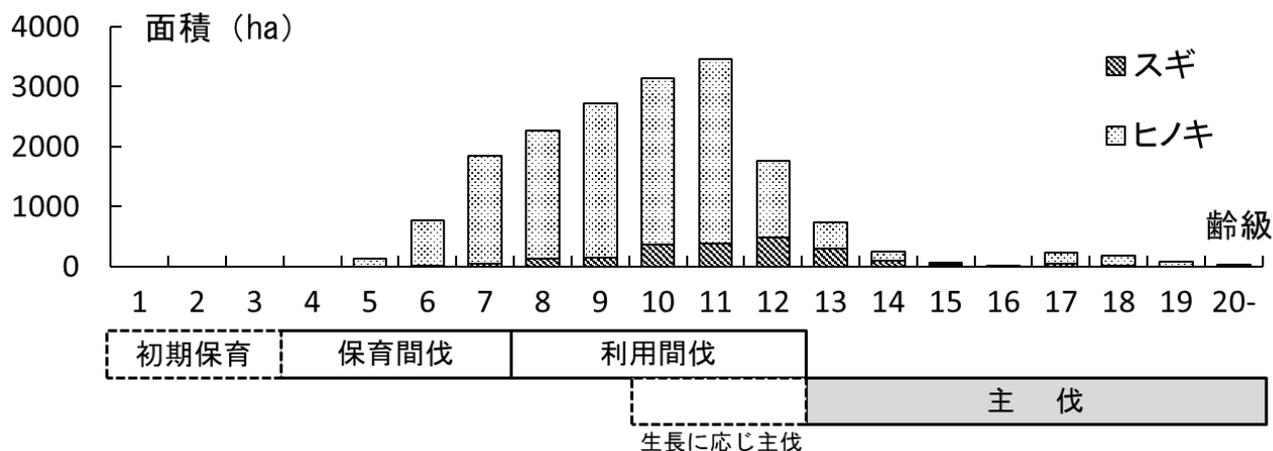
#### （3） 県営林の現況

県営林の多くは昭和40年代に植栽し、現在、11 齢級（51～55 年生）の森林が最も多くなっており、主に利用間伐の適期である。また、その中でも生育が良好な森林については主伐が可能な状況となっている。植栽樹種の割合は、ヒノキが85%、スギが11%となっており、ヒノキが大半を占めている。

#### ○樹種別面積（令和4年度末現在）

樹種	スギ	ヒノキ	その他 (アカマツ等)	計
面積	2,049ha (11%)	15,665ha (85%)	726ha (4%)	18,440ha

○スギ・ヒノキ齢級別構成



※年齢：5年単位で林齢を集約したもので、1から5年生を1年齢とする。

(4) 第3期における施業の方針

県営林は現在、下刈りや除伐などの初期保育を終え、間伐による立木の本数調整（林分密度管理）の段階にあるため、施業の実施においては、林分の「成立本数」を重要な判断材料とし、次の施業方針や実施判断基準、施業フローに沿って施業を進める。

○各施業の実施方針

区分 (想定施業時期)	施業方針	実施判断基準
保育間伐 (4～7年齢)	林分密度調整のため保育間伐を1～2回実施	林分の現況 (成立本数) 1,500～2,400 本/ha で実施
利用間伐 (8～12年齢)	利用径級（φ20cm以上）に達した林分において実施	1,000～1,500 本/ha で実施
主伐 (13年齢以上)	立木の生長や木材の需給動向を勘案し、適期に実施	600～1,000 本/ha で実施

施業フロー図



## (5) 施業必要量

県営林のこれまでの施業実績や森林の現況を踏まえ、第3期（5年間）において必要かつ実施可能な施業量（面積）を算定した。

### ○施業必要量（令和5年度末見込み面積）

（単位：ha）

区 分	保育間伐 （1回目）	保育間伐 （2回目）	利用間伐	主 伐	計
今後施業が必要	442	2,907	8,347	3,597	15,293
うち第3期で 施業が必要	442	308	1,100	450	2,300
現時点で 施業可	442	308	517	0	1,267
条件整備 により可	0	0	注 <sup>1</sup> 583	注 <sup>2</sup> 450	1,033

注1：木材搬出条件の改善、分収割合の変更同意等が必要

注2：伐採後の管理方法（再造林等）について土地所有者との調整が必要

## (6) 主な課題と対策

検証の結果、明らかになった課題について、次の対策を実施する。

区分	課 題	対 策
○経常利益の確保	物価の高騰や人件費の上昇による施業コストの増加	施業コスト増を踏まえた <b>事業地・事業量の調整など柔軟な設定による</b> 事業の実施
○事業地の確保		
施業候補地の調査・選定	施業実施の判断基準の明確化が必要 森林の現況調査の効率化が必要	林分の成立本数に基づいた施業実施の判断基準を設定し、施業候補地を選定 ドローン空中写真の画像解析等による現況（本数・樹種）調査の導入
土地所有者への対応	分収割合変更不同意（約2割）の解消が必要 再造林を円滑に進めるための支援が必要	事業地の状況等を勘案した優先順位付けによる効果的・効率的な分収割合変更交渉の推進 再造林支援制度の活用促進及び再造林の実施に必要な森林経営計画の作成支援
施業条件の改善	アクセスや地形など、条件の悪い事業地への対策が必要	木材搬出条件の改善に資する林業専用道等の整備促進 架線による集材など、急峻な地形でも木材搬出できる手法の実践
○事業体の確保	林業事業体の年間計画決定前のアプローチが必要 特に施業技術や工程管理が複雑な利用間伐を請け負う事業体の確保が必要	施業候補地の早期確定による林業事業体への迅速な働きかけ 県の林業事業体育成・確保の取組と連携した請負事業者の確保

## (7) 目標

- 成果目標 木材生産量の確保 各年度 48,000 m<sup>3</sup>（5年計 240,000 m<sup>3</sup>）
- 活動指標 事業地の確保 各年度 460 ha（5年計 2,300 ha）